

## 回答書 ⑥

## ■募集要項の項目と質問内容

No	頁	項 目	タイトル	質問内容	回答内容
1			回答書④ NO14,57関連	<p>・「市道幸町一丁目1号線については、近隣住民への説明責任を果たすこと、及び道路管理者からの各種条件をクリアすることで、廃道できる可能性はありますが、本事業者募集においては、廃道しないものとして提案してください」との回答がありました。市道幸町一丁目1号線に対する道路斜線制限は適用になるのでしょうか。</p>	<p>・道路斜線制限は基本的に適用となりますが、高度利用地区の場合には、条件によって適用しないことができることとされています。高度利用地区の場合の道路斜線制限を適用しない条件は次のとおりです。 →高度利用地区内においては道路斜線制限（建築基準法第56条第1項第1号及び第2項から第4項まで）は、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと特定行政庁が認めて、建築審査会の同意を得て、許可した建築物については、適用しないことができることとされている。</p> <p>・本提案においては、上記条件を満たすことを前提として道路斜線制限を適用しない提案をすることは妨げませんが、提案書にその旨を明記してください。また、事業予定者選定後に上記条件を満たさなかったときに、提案内容を一部修正していただくことについてご了解ください。</p>
2			回答書④ NO26関連	<p>・「公共施設購入費」とは施行者からすると保留床処分金と管理者負担金の合計した金額と理解でよろしいでしょうか。又、その場合、資金計画上、金額を分けておく必要がありますか。</p>	<p>・公共施設購入基準額の内訳については、実施要項P15の⑦に示しているとおり、保留床処分金と管理者負担金を合計した金額になります。また、公共施設購入額における各公共施設の資金計画は、様式6-3に算定根拠を明記してください。</p>